

令和2年6月29日

於 教育委員会室

令和2年6月

大和市教育委員会定例会

大和市教育委員会

令和2年6月大和市教育委員会定例会

○令和2年6月29日（月曜日）

○出席委員（5名）

1番	教育長職務代理者	青 蔭 文 雄
2番	委 員	小 松 俊 子
3番	委 員	森 園 廣 子
4番	委 員	前 田 良 行
5番	教 育 長	柿 本 隆 夫

○事務局出席者

教 育 部 長	佐 藤 健 二	教 育 総 務 課 長	佐 藤 則 夫
学 校 教 育 課 長	溝 口 広 幸	指 導 室 長	高 井 文 子

○書 記

教 育 総 務 課		教 育 総 務 課	
政 策 調 整	山 田 智 之	政 策 調 整 係	川 井 克 己
係 長		主 査	

○日 程

- 1 開 会
- 2 会議時間の決定
- 3 会議録署名委員の決定
- 4 教育長の報告
- 5 議 事
 - 日程第 1 (議案第32号) 大和市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則について
 - 日程第 2 (議案第33号) 令和3年度使用小学校教科用図書採択について
 - 日程第 3 (議案第34号) 令和2年度大和市奨学生の選考について (諮問)
 - 日程第 4 (報告第 2号) 大和市教育委員会職員の人事異動について
- 6 そ の 他
- 7 閉 会

開会 午前10時00分

○柿 本
教育長

ただいまから教育委員会6月定例会を開会いたします。

会議時間は正午までとします。

今回の署名委員は、2番、小松委員、3番、森園委員にお願いいたします。

続きまして、私からの報告をさせていただきます。

前月以降は、新型コロナウイルス感染拡大の影響を受け、イベントなどが中止されました。そうした中ではございますが、5月26日には教科書採択検討委員会を開き、教科書検討を諮問いたしました。

新型コロナウイルス感染症防止の対応といたしましては、中学校の教頭会を5月27日に、小学校校長会を5月29日と6月17日に、中学校校長会を6月16日に開催いたしました。6月1日より、小学校では3分の1、中学校では2分の1の分散登校を開始し、段階的に登校の回数を増やし、6月22日より一斉登校による午前授業を実施しております。今後は、7月1日より給食の提供も含め、完全な形での学校再開を予定いたしております。

寺子屋につきましては、学習に不安を感じる子どもたちのために、6月8日から回数を増やして開催してまいりました。7月1日からは放課後ひろばも含め、平常の開催に戻ります。中学校では、感染防止策をとりながら部活動も再開する予定です。

また、こども部の所管とはなりますが、この長い学校休業期間中、児童クラブを朝から開催し、子どもたちを支えてきてくれました。6月の変則的な分散登校中も、家庭や子どもたちのニーズに伝えてくれました。子どもたちの居場所をしっかりと確保してくださったことに、この場をおかりして、児童クラブの支援員さんを始め、関係者の皆様に感謝と敬意をお伝えしたいと思います。ありがとうございました。

子どもたちは、6月の分散登校期間中に、新しい生活様式を取り入れた学校生活を身につけてくれたと思います。7月からの本格的学校再開によって、豊かな学びを取り戻してくれることを願っております。教育委員会としても、これからはしっかりと学校と子どもたちをサポートしてまいりたいと思っております。

次に、第2回大和市議会6月定例会のご報告をいたします。

今定例会は、コロナウイルスの感染防止を優先し、いつもと形を変えて開催されました。一般質問は会派ごと、30分の持ち時間で開催され、10人の議員からご質問をいただきました。

石田議員からは、学校教育の再開に伴って、夏場における学校でのマスクの着用についてと、次亜塩素酸水の使用についてのご質問がございました。

マスクの着用は、感染防止策として必要である反面、気温や湿度が高い中での着用には熱中症のリスクがあると承知しており、文部科学省による学校の新しい生活様式においても示されているように、体育や登下校時など、屋外で人と十分な距離が確保できる場合にはマスクを外すよう、学校に対して周知しております。

また、次亜塩素酸水につきましては、教育委員会では基本的に安全な除菌液であると認識しており、児童生徒の机や給食の配膳台などの除菌に活用しているところです。しかしながら、手指等の人体への使用については、薬事法等の認可が必要であることを踏まえ、既に各学校へは次亜塩素酸水の手指等への使用を避けるよう、通知をしていることをご答えいたしました。

吉澤議員からは、学校再開時に伴う児童生徒への心のケアと、調理従事者の熱中症対策としてのエアコン設置についてなどのご質問を頂きました。

3か月の長きにわたる学校休業の間、子どもたちは、自分の力では解決できない無力感や、人との接触が極端に制限されたことによる孤立感、そして場合によっては、家庭内での人間関係の悪化などに直面するような、子どもたち一人一人の自尊感情まで損なわれかねない状況であったと認識しております。

こうした状況に対しまして、教育委員会として休業期間、そして学校の段階的再開を通して各学校に指示いたしましたのは、子どもたち一人一人の様子を様々な方法により確認し、支援を必要とするケースに関しては、関係機関と連携しながら具体的な手だてを組織的にすばやく構築することでした。

そして、6月1日からの教育活動の段階的再開におきましては、教職員を対象に子どものストレスサインに関する研修を行い、子どもたちが自分自身でメンタルケアを行う方法についても情報提供をいたしました。

現在、各学校での教育相談の結果を青少年相談室において集約しており、特に心配される子どもたちに関しては、教育相談員、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーなどの専門家も交えたケース会議を開催する予定です。

また、調理場のエアコン設置につきましては、現在単独調理校8校の

うち7校と、北部・中部・南部の学校給食共同調理場の調理室内の空調が未設置となっておりますが、そのうち単独調理校4校は今年の8月に設置工事を完了する予定であり、残りの3校につきましても早期の整備を検討しております。

また、学校給食共同調理場3場につきましては空調が未設置となっておりますが、換気を常に行っていることや天井高が高いことなどから、効果的な空調の設置に課題があり、現在検討を重ねているところでございます。

野内議員からは、G I G Aスクール構想の全体像と、感染予防と熱中症対策におけるマスク以外のツールの活用についてのご質問でした。

G I G Aスクール構想とは、児童生徒向けの1人1台端末と、高速大容量の通信ネットワークを一体的に整備し、誰一人取り残すことなく、個別最適化された創造性を育む教育を全国の学校現場で持続的に実現させるという内容の、国の構想でございます。

本市においても、本構想に基づく環境をできる限り早期に整備し、児童生徒が情報や情報機器を適切に活用しながら、問題を解決したり自分の考えを形成したりする主体的な学びを、新たなICT環境の下で推進してまいりたいと考えております。

1人1台端末を整備することにより、個々の学習の進度に合った課題に取り組みながら、基本的な知識を身につけたり、疑問を即座に調べ、得た情報を結びつけて理解を深めたりするという学習方法が、学校に限らず家庭においても可能となります。

本市といたしましては、ネットワークにつなげることができるICT機器の利点を生かし、学習の機会や方法、内容の深まりなどについて、様々な可能性を研究していくことなどをお答えいたしました。

また、マスク以外のツールの活用につきましては、コロナウイルス感染拡大後、感染防止に有効と考えられる製品が数多く出回っていることから、児童生徒のマスク着用の代替となり、体の負担を軽減できる製品の早期の導入について検討していることをお答えいたしました。

山本議員からは、学校におけるバリアフリーに関してのご質問でした。

市内の小中学校で現在バリアフリー整備が進んでいる学校は、校舎の建替えや大規模改修工事を実施した学校ですが、その他の学校につきましても、段差解消スロープやみんなのトイレ、手すり設置等のバリアフリー整備を積極的に実施しております。このたびの法改正に合わせ、今後も計画的なバリアフリー整備を実施してまいることをお答えいたしま

した。

中村議員からは、学校臨時休業中の教職員の取組についてと、家計が急変した家庭に対する就学援助の対応と今後の周知方法についてなどのご質問を頂きました。

教育委員会では、休業期間中、学校に登校できないという不安を抱えた子どもたちに対して、学校が可能な限りその心に寄り添い、学びを継続する手だてや、再開後に子どもたちとの関係づくりが円滑に進むよう支援いたしました。

しかし、学校も初めての経験で足並みがそろわないこともあり、教育委員会が調整役に回り、対応する場面もございました。学習面では、課題を作成し、各ご家庭に配布すると同時に、課題提出用のポストを設置するなどし、課題について子どもたちとやりとりする工夫も行いました。さらには、教員自ら作成した学習動画の配信など、できることから順次取り組み、様々な方法で子どもたちの学びを支援いたしました。

また、家から出られない環境に置かれた子どもたちに読書の機会を与えるため、シリウスや学校図書館の蔵書を貸し出し、休業中の心の支えとなるようにもいたしました。

一方、子どもたちの不安を和らげるために、教育相談、家庭訪問、電話連絡などを行いながら、できる限り丁寧に子どもたちに向き合い、学校とのつながりを切らないようにするとともに、保護者との教育相談も受け付け、必要であれば子どもたちの学校預かりも実施し、家庭の不安にも寄り添うように努めてきたことなどをお答えいたしました。

就学援助費の受給申請につきましては、新型コロナウイルス感染症の拡大防止に伴い、4月から支給する場合の申込みの期日を1か月延長し、5月末といたしました。

また、家計が急変した家庭を考慮し、6月以降も随時受付を行っておりますが、就学援助制度の最終値を測るため、6月下旬にチラシ等の配布をする予定でございます。

小田議員からは、学習の遅れを取り戻すための取組についてのご質問でした。

新型コロナウイルスによる未曾有の世界的災禍が子どもたちにもたらしたものは、単なる学習の遅れだけではなく、本来学校で体験するはずであった多くの成長の機会さえも奪われたことです。

教育委員会といたしましては、子どもたちの学習の遅れを取り戻すために、学校と協力して再開後の子どもの学びが充実したものになるよう、教科の年間指導計画の見直しを何度も行い、単元ごとの学習内容を

重点化するなどの工夫をし、学習の準備を進めてまいりました。さらに、時間の少ない中でも子どもたちの成長に欠かすことのできない体験的な学習についても、必要に応じて工夫して取り入れることで、貴重な学びの場を提供できると考えております。

今後も学校との連携を密に行い、子どもたちの学習の充実のために、放課後寺子屋やまを効果的に活用していくなど、きめ細かな指導を通して、継続的な支援を行っていくこととお答えいたしました。

また、小田議員からは、オンライン教育に関してのご質問もありました。オンライン教育は、インターネットを介した同時双方向型の授業や動画の視聴、端末を用いたドリル教材に取り組む学習などが考えられます。

今後はオンライン教育を推進するための準備を進めるとともに、全ての児童生徒の学びを保障できるよう環境を整備していくつもりであることをお答えいたしました。

高久議員からは、児童生徒の心のケアについてのご質問がございました。

教育委員会では、休業期間中に児童生徒の様子を学校から聞き取り、学校再開後の支援に生かせるよう、各学校に対して研修や情報提供を行ってまいりました。また、学校の段階的再開後、心のケアが必要だと判断された児童生徒については、学校での継続的な面談を行っており、その中でもスクールソーシャルワーカー、心理カウンセラー等の専門的な立場からの助言が必要な児童生徒に対しては、学校と連携しながら、一人一人の状況に合った適切な支援を行っていくこととお答えいたしました。

堀口議員からは、臨時休業期間中の学校給食費相当額の支給についてご質問がございました。

学校休業の間の昼食代として給食費分を支給することや、就学援助制度において現在対象としていない費目を増やすことは、現時点では想定しておりませんが、今後も国や近隣市の動向に注意してまいりますとお答えいたしました。

山崎議員からは、児童生徒の手洗いについて、どのような教育を行っているかというご質問でした。

教育委員会といたしましては、国の示す新しい生活様式を踏まえて学校教育活動を行うよう、各学校に指導しており、特に手洗いの指導に関しましては、学校の一日の流れにおける手洗いの場面を具体的に示し、学級担任による指導、保健だよりでの情報提供などの取組をしております。

す。

また、児童生徒が新型コロナウイルスに関する知識を身につけ、感染リスクを自ら判断し、予防のための行動ができるようにすることが必要であると考えており、手洗いにつきましても、児童生徒一人一人が発達段階に応じて有効性を理解し、自ら納得して実践できるよう指導してまいります。

布瀬議員からは、子どもの学びの保障における学校への人的支援についてご質問がございました。

新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、学校での感染防止策や個別指導等、新たな業務の増加が予想されることから、学校への人的支援について、児童生徒のきめ細かな学習支援や生活支援を行う上で取り組むべき課題の一つとして捉えており、今後につきましては、国の示す学校再開に向けた支援策の動向に注視するとともに、教育委員会といたしましては、学校への人的な支援につながる様々な支援策について検討していくことをお答えいたしました。

以上で、市議会の報告を終了させていただき、最後に次月定例会までの予定でございますが、現在では予定されておりました行事などは中止ということになっております。

以上で私からの報告を終了させていただきます。

ただいまの報告に関しまして、委員の皆様から質疑、補足等ございましたらお願いいたします。いかがでしょうか。

小松委員、お願いいたします。

○小松委員 本当に、このコロナによって世の中が大きく変わってしまいました。学校が再開されてくる中で、学校でももちろん新しい生活スタイルでの学校生活に取り組んでいるところだと思います。

子どもたちは比較的そういう新しいことを、自分自身の目で見ながら、経験しながら、どんどん順応して行って、もしかしたら、子どもたちのほうが新しい生活スタイルに早く慣れるのかもしれないと思いました。

一方で、世の中で生活スタイルが変わってしまうほどの大きなことが連日起こってしまっていて、子どもたちの中ではコロナに対する恐怖感を拭き切れていない部分があると思います。学校が始まって嬉しいだけでは済まないところも、表面には現れないものを抱えているお子さんたちもたくさんいらっしゃると思いますので、その心のケアが必要だと思います。

そして、もしかしたらまだまだ学校に恐怖心で来られないというお子

さんがいらっしゃるかもしれない。大人でもそうでしたけれども、そういう子たちの心のケア、3か月、4か月というような長い期間外出できなかった、生活が大幅に制限されている中で抱えていたストレスは非常に大きいと思いますので、ぜひ子どもたちの心のケアに注視していただきたいと思います。

とはいっても、生活も新しい日常にしていかなければいけないところではありますので、新型コロナの対策をしっかりと取り組んでいただけたらなというふうに思います。

今回、新型コロナウイルス感染症対策で学校が長期にわたり休業して、学習をどうするのかというところで、昨年度からGIGAスクール構想が出てきましたが、やはりその構築が早急に求められる時代になってしまいました。

少しでも早く環境を整えていかなければいけないと思います。オンラインの授業をすることによって、端末を活用することによって大いに期待されることがある反面、一方では、子どもたち一人一人の取り組み方もしっかりと見ていかないと、差が出てしまうと思います。

端末をあげていろいろな課題が提供されるようになる中で、それをうまく利用できる子どももいれば、そうではない子どももやっぱりいると思います。一人一人の子どもたちの取組方法にも、学校の先生方にはしっかりと指導していただきたいと思います。

これから先もどうなるか分からない、もしかしたらまた学校に行けなくなる時期がやってきてしまうかもしれない。そうなったときには、このオンラインでの授業が最大限活用されていくとは思いますが、ただ、一方で、私も実は自分がスカイプで授業を受けた時期がちょっとあったのですが、なかなか伝わりづらい部分がありました。

表情を見て、画面を通していくなかなか分からないこともたくさんあるので、この先、オンラインだけには、オンラインがあるからとか、オンラインだけには頼らず、一方ではちゃんと相對しての授業を子どもたち、先生1人に対して30人近くの子供たちがいるわけですが、その授業も大切だということも、先生方にはしっかりと忘れずに持ちながら、新しい取組に進んでいただきたいと思います。

○柿本
教育長

ありがとうございました。

○森園
委員

森園委員、お願いいたします。

小松委員がおっしゃったように、本当に新型コロナウイルス感染症対策で大変な世の中になっていて、特に子供たちは大変だと痛感しております。

また、学校が再開して、分散登校という形になりましたが、私も登下校のときには、時間がある限り子どもたちを見ているのですが、非常に小学校の、特に新しい新入生はとても楽しそうに、先生たちに連れられてお帰りになっている。それを見守る地域の人やお母さんたち、特に先生方も非常に丁寧に子どもたちに接していて、前と変わったかなと感じました。

大人たちも子どもたちとの関わり方に改めて発見した部分がお互いにあったのかもしれないと思いながら、登下校を私も見ておりました。

心のケアはもちろん大切ですが、小学生に関しては意外と環境に順応し、また大人がそれに順応するような方法を探していくときに、結果として、よりよくなることもあるのではないかと考えて見ております。

ただ、中学生はとても問題があって、特に中学3年生は今、部活もできない、修学旅行も行けないのではないかという不安もあって、心のケアと一口に言いますが、具体的に部活のできない子どもたちの、例えば音楽部の、これを最後に発表しようとしてずっと3年間頑張ってきた子どもたちにそれをどう提供するかとか、皆さんで楽しく過ごした思い出の卒業式をどんな形で楽しみをもって迎えられるように、皆さんで計画を立てながらこれから提供するか、その具体的な環境づくりを、これからは中学生、特に3年生にしてさし上げるということが大切かと思っています。

オンラインの部分に関しては、確かにこの状況の中ですから、それに慣れなければいけないと思いますが、それに慣れるということは捨てていくものもあります。でもその捨てていくことが、本当はとても大切じゃないかということもあります。やはり私は耳で聞いて、そしてお互いの顔を見て話すという部分を捨ててはいけない、それを踏まえた上でこれからの方法を話し合っていきたいと思っています。

特にこのオンラインでは1対1でやりとりをしていますが、何回も言いますが、耳で聞いて、一斉にそれをみんなでうんうんと、時間を決めて聞くということは、手軽な部分があるにはあるので、共存しながらお互いにいいものをミックスしながら取り入れていくことが必要と思っています。地域でもラジオの帯番組を提供していますが、私が今申し上げたことには非常に賛同が多くいただきました。

以上です。

○柿 本
教育長
○前 田

ありがとうございました。

前田委員、お願いいたします。

新型コロナウイルス感染症に関しては、今までにないことですから、

委員 いろいろな問題があります。例えば学習の遅れをどうするか、そのために授業をどう組んでいくかなどです。例えば体育や音楽をどうやっていけばいいのかとか、先生方は大変だと思います。

その中で一つ心配しているのが、登校できない児童生徒、さらに保護者も登校をさせることを渋っているという方がいらっしゃると思います。この辺をどうしていけばいいのか、当然学校だけに任すことはできないので、青少年相談室など教育委員会で協力しながら、今まで以上に積極的にお互いに関連を出し合って取り組んでいかなければいけない。登校できない子どもたちに関して、しっかり対応していかなければいけないと考えております。

以上です。

○柿本 ありがとうございます。

教育長 それでは、ただいまの報告に対する質疑は終了させていただきます。

ここで暫時休憩といたします。新型コロナウイルス感染症対策として、本議場内の説明を必要の都度入れ替えたいと思います。併せて、議場内の換気も行わせていただきます。

それでは、暫時休憩といたします。

(休憩)

(再開)

◎議 事

○柿本 それでは再開いたします。

教育長 それでは、議事に入ります。

日程第1、議案第32号「大和市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則について」を議題といたします。

細部説明を求めます。

佐藤教育総務課長。

○佐藤 教育総務課長 それでは、議案第32号「大和市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則について」ご審議いただきたくご提案を申し上げるところでございます。

改正の趣旨といたしましては、新型コロナウイルスの感染拡大防止に伴いまして、学校の臨時休業をせざるを得なくなった状況の中で、学校再開後の教育課程の見直し、再編成の中で、夏季休業日の短縮が必要と

なったものでございます。

それでは、ページを1枚おめくりいただきまして、3段目、大和市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則の一部を次のように改正するとの内容でございますが、具体的な内容といたしましては、もう1枚おめくりいただきまして、新旧対照表をご覧ください。

大和市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則の第3条、休業日に関する条文でございますが、右側に現行、左側に改正案の条文を対比してお示したものでございます。

最初に右側の現行の欄をご覧ください。休業日につきましては、第6号までございますが、第4号において夏季の休業日を7月21日から8月25日までと規定をしてございます。

続いて、左側の改正案をご覧ください。第3条の条文について変更はございませんが、その下、附則の第2項の下線部を追記、新しく加えた規則の改正をさせていただくものでございます。

内容といたしましては、令和2年度における休業日の特例を定めるものであり、第3条第1項の規定にかかわらず、令和2年度における同項第4号に掲げる夏季休業日は、「8月7日から8月18日まで」とするものでございます。

なお、規則の施行日は公布の日でございます。

細部の説明は以上でございます。

○柿本
教育長

細部説明が終わりました。

質疑、ご意見等ございましたらお願いいたします。

前田委員、お願いいたします。

○前田
委員

規則に関しては特にありませんが、ちょっと心配なのが、学校現場では授業がない夏休み中に研修を行っています。夏季休業が少なくなると、今まで行っていた研修が少なくなるのか、今までどおりやれるのでしょうか。

やるとしたら、研修に出る先生がいっぱい出てくると思います。特に新任の先生、2年目、3年目の先生は年次研修がありますので、学校が手薄になってしまうのではないかと心配になります。その辺はどうでしょうか。

○柿本
教育長

私からお答えさせていただきます。

指導室主催であったり研究所主催であったり、または初任者研修等がございますが、基本的に中止にできるものは中止にしております。また、年次研修等で後回しにできるものについては、秋以降に回しております。そうした意味で、この夏休みにおける研修については、学校業

務に支障がないように配慮をさせていただいています。

苦勞をしておりますけれども、必要なものについては延期、今年中止も可能なものについては中止といった判断を、一つ一つに対して行ったところでございます。

ほかにいかがでしょうか。

青蔭委員、お願いします。

○青 蔭 委員 この休業日を変えるということは当然せざるを得ないのですが、この間にどれだけ授業数が詰まるのでしょうか。つまり、この休みを短くすることによって、失われた時間の損失をここで補うためにするわけですから、その補うものとこの休みが何日間で、そのような中でどうなるのでしょうか。2か月半という休業期間とこの日にちと、同じ45分の授業ですので、どこまで詰まるのかでしょう。

つまり、休みをとったからいいというのではなく、休みをとる以上、短くする以上、失われたものの補足をすることが大前提で、ここに同じ授業をするならば、人間は何もかもそれは勉強しなければいけませんけれども、失われたものに最も大事なものの主要5科目を主にするとか、そういう何か具体的な工夫はあるのでしょうか。

それから質問したいのは、夏休みが短くなり、大和市の学校は冷暖房が効いていますが、それでも暑い中で、集中力にも影響します。これだけ休みが短くなったからいいですよというような、そう簡単な答えには私はならないと思います。

この間に、先生方がよく時間の使い方を研究なさっていただきたいと思います。そうでないと、これだけ休みを短くしたという効果はどれだけのものになるのか。是非教育長からも学校に、確かに今前田委員がおっしゃられた研修もあるでしょうが、先生方の研修よりも、今は失われた勉強できなかった時間を、子どもたちにいかに授業というものを差し上げるかということが最も大事なところでございますので、ぜひ効率よく進めていただきたい。それをぜひお伝えいただきたいと思います。

○柿 本 承知いたしました。ありがとうございます。

教育長 指導室長から、これからの学習の見通し、夏休みも含めた取組の方針の説明をお願いいたします。

○高 井 指導室長 この3か月にわたる休業期間の間に、指導室が音頭をとりまして、先生方のご協力を得ながら、教育課程の見直しを何度となく行いました。

主要5教科を主としながら、行事の精選であるとか、それから教科の順番であるとか、教えなければならないことを優先的にするということを考えながら、もう一度残された時間数と、本当に時間数が足りるのか

ということまで含めまして、何度か検討をいたしました。

足りるのか足りないのか、教え方がどうなのかということはまた検証しなければなりません。計画として、きちんと子どもたちに教えなければいけないことを教えていくという計画を立ててまいりました。

この間、子どもたちの学習の定着を見るということで、確認プリントを指導室と現場とをつなげる形で作っております。今後はどういった確認プリントを活用しながら、子どもたちの定着を私どもも一緒に確認をしながら、もう一回きちんとある一定のときに見直しを図りながら、年度末まで進めていかなければいけないと思っております。

以上です。

○柿 本 青蔭委員、どうぞ。

教育長

○青 蔭 ありがとうございます。もちろん、そうなさっていただきたい。ただ、私が口幅ったいことを申し上げるのはご迷惑かと存じますが、教育というのは、オンラインで机の上を作業工程が過ぎて、はい1時間が詰まった、そういうふうに行くように、教育ってなかなか行かないではありませんか。もちろん計画を立てる、もちろんこれはP l a n D oですから、当然だと思います。

その中に暑い中、今までやったことないことをするわけですから、いかに先生方のモチベーションを上げるのか、何故これをするのか。何故こうなったのかということを考えるべきです。低学年の子どもたち、少なくとも3年生以上になったら世相をよく読んでおり、ましては中学生になると様々感じているでしょう。学習を始める前に、何ゆえにこうなったのだと伝えるべきです。

今日の新聞によりますと、世界で1, 0 0 0万人の感染者がいて、50万人の死者が出ている。こういうこともきちんと子どもたちに教えて差し上げる。無知が生むものが何であるか。勉強していない者が、何か判断するときになるのか。

私たちが恥ずかしいのですが、マスコミが言ったことを少しうのみにした我々も愚かでした。こういうときに子どもたちにしゃべっていることが、本当にこれでいいのかという疑問を提起できるようにしてあげないと、これからは余計生きていくのになってきますので、必要なことです。だから、勉強するということが必要だと伝える。

何ゆえにこうなるのか。先生方にも、何ゆえにこういうことをしなければいけないのかを、再確認をしていただきたい。子どもたちにはやはり、これをするのが何なのかということを知る説明していただかない

と、休みたいのに何で学校に行くのかということになってしまうと、全くもって先生方の労苦が報われません。

終息を迎えるには多分何年もかかるだろうと言われていています。ここは、始まる前にきちっと説明をすることをお願いしたい。先生方にも、ぜひあなたたちの、ここは持てる能力を最大限に使って、先生として教職として、この職に就いた以上、この世界的な恐怖に立ち向かうには、やはりきちとした知恵と知識と対応策を見出すには、先生方にももちろん頑張っていていただいて、子どもたちに発信をしていただきたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

○柿本 教育長 ありがとうございます。現場に伝えてまいりたいと思います。ほかいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

ほかにないようでしたら、質疑を終結させていただきます。

これより議案第32号について採決いたします。

本件の原案について、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしということで、議案第32号は可決いたしました。

続いて、日程第2、議案第33号「令和3年度使用小学校教科用図書の採択について」を議題といたします。

細部説明を求めます。

高井指導室長。

○高井 指導室長 よろしくお願ひいたします。

それでは、議案第33号「令和3年度使用小学校教科用図書の採択について」ご審議をお願ひいたします。

ここで、改めまして教科用図書の採択に当たり、その制度についてご説明をさせていただきます。

まず教科書ですが、学校教育法第34条により、文部科学大臣の検定を経た教科用図書又は文部科学省が著作の名義を有する教科用図書を使用しなければならないとされております。

採択権につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律により、教科書その他の教材の取扱いに関することがあり、教科書採択権が学校設置者の教育委員会にあるとされております。

その他、採択に関することといたしましては、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第14条により、義務教育諸学校において使用する教科用図書については、政令で定めるところにより、政令で定める期間、毎年度種目ごとに同一の教科用図書を採択するものとするがあります。

ここで言う期間につきましては、この法を受けて、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行令第15条の第1項で、その期間を4年間と定めております。また、「毎年度」とあるように、大和市教育委員会でも毎年定例会にて採択していただいております。さらに「種目ごと」とございますが、これは教科ごとという意味でございます。

法に基づいてご説明いたしましたが、小学校教科用図書につきましては、令和元年度7月の教育委員会定例会において採択していただき、令和2年度から4年間使用することになっております。つまり、令和3年度は2年目に当たります。そこで、令和3年度使用小学校教科用図書の採択につきましては、現在使用している教科書と同一の教科書の採択をお願いするものでございます。

併せて、特別支援学級用教科用図書の採択についてご説明させていただきます。

特別支援学級に在籍している児童が使用する教科用図書につきましても、一般図書も含めて次年度に使用する可能性がある図書について採択する必要があります。

令和3年度特別支援学級に在籍予定の児童の中に、拡大版の教科用図書を使用することが望ましいと検討している児童がおります。特別支援学級在籍児童が拡大教科書を使用する場合、学校教育法規則第9条により、採択が必要になります。そこで、令和3年度使用大和市小学校特別支援学級用教科用図書として、令和3年度使用小学校教科用図書と同じ内容の拡大教科書の採択をお願いするものでございます。

なお、今回教科書目録に掲載されております全ての教科書は、拡大教科書に対応しておりますことを申し添えます。

以上で説明は終了いたします。次ページに、資料として令和3年度使用小学校教科用図書一覧表を添付してありますので、ご覧ください。

以上でございます。

○柿本
教育長

細部説明が終わりました。
質疑、ご意見等ございましたらお願いいたします。
青蔭委員、お願いいたします。

○青蔭
委員

ただいまるるご説明をいただきまして、よく分かりました。今年は当然のことながら、4年間同じ教科書をもって進めるということでございますので、誠に異議がないところでございます。

○柿本
教育長

ありがとうございます。
ほかはないようでしたら、質疑を終結いたします。よろしいでしょう

か。

これより議案第33号について採決いたします。

本件の原案について、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしということで、議案第33号は可決いたしました。

次に、日程第3、議案第34号「令和2年度大和市奨学生の選考について(諮問)」を議題といたします。

細部説明を求めます。

溝口学校教育課長。

○溝口
学校教育
課長

よろしく願いいたします。

それでは、議案第34号「令和2年度大和市奨学生の選考について(諮問)」説明させていただきます。

1ページ目が、大和市奨学生選考審査会会長への諮問文書になります。本年度の大和市奨学生選考審査会は、7月9日の木曜日に予定をされております。選考委員につきましては3名おりました、2名につきましては小学校、中学校の校長の代表者、もう1名については民生委員の代表者でございます。任期は2年でございます、今年5月から委嘱させていただいております。

選考の基準は3点ございます。1点目は経済的な要件になります。市の就学援助制度を基準として、準用させていただいております。2点目は成績要件でございます。中学校3年生の評定で3.5以上と定めさせていただいております。3点目は市の納税状況で、滞納がないかですとか、必要な支出をしてくださっているかというものでございます。そのほかに前提といたしまして、大和市に1年以上居住しているということがございます。

2ページ目には、申請人数を表にまとめてございます。ご参考にしてください。

3ページ目以降が、令和2年度大和市奨学生申請者の名簿になります。3ページ、4ページ目は、令和2年度新たに申請があった81名の候補、現在高校1年生の名簿となります。

5ページ、6ページ目は、令和元年度から継続して申請があった現高校2年生50名の名簿、7ページ、8ページ目は、平成30年度から継続して申請があった現高校3年生44名の名簿となります。

この中から、家庭の経済状況、学業成績、納税状況などから判断させていただき、今年度の奨学生について選出することを、選考審査会に諮問するものでございます。昨年、教育委員の方より、大和市奨学金給付につい

てご意見を頂きました。今年度より選考基準を満たす多くの方々に奨学金を給付できるよう、150名枠の中で選考を考えております。

具体的な方法についても、審査会の中で検討をしていきたいと考えております。

説明は以上です。よろしくご審議をお願いいたします。

○柿本
教育長

細部説明が終わりました。

質疑の際は、個人情報に配慮をいただきますようお願い申し上げます。

それでは、質疑、ご意見等ございましたらお願いいたします。

青蔭委員、お願いいたします。

○青蔭
委員

ご説明いただきありがとうございます。前年に、この150名という枠をトータルで判断しましょうというとてもいいご意見が出て、今年は何とかそのとおりになるようでございますので、是非今幾つか挙げられました要件について、それを超えた方々に、あまねくなさっていただきたいと思っております。

余談でございますが、私、ちょっと前に申し上げたのですが、この奨学金をもらったから感謝してほしい、あるいは何かしてほしいなんてみじんも思っておりません。これで子どもたちが社会に出るときに何かの足がかりになれば、我々大人がそれで十分だと思います。

ちょっと、大和市は全く違うのですが、ある会合へ出ましたら、あるコメンテーターが手を挙げて、僕は父親がいなくて家庭が貧しかったと。この奨学金をもらって、僕はおかげさまで大学へ行って、大学ではもちろん勉強して、ここでも補助をもらって、人が遊んでいるときも僕は勉強して、おかげさまで大学院まで行って、今ここに座っていますというご発言があった。まだまだ助教授ですから、これから世に出るのでしょうか、私はご無礼ながら、会合が終わった後、手を挙げてそばへ行ったのですが、とてもうれしかったと。

私は子どもたちに何かそういうことを望むというようなことは、みじんも思っておりません。ですが、何かこういうコメントを、大和市だって打ち出の小槌があるわけではありませぬので、市民税の中から出しているわけで、少しでもこういうことが分かっていたら、勉強していただきたいなと思います。

子どもたちにそういうことを言うのはいけない、でも大人には、何か少しでもそういうことを一生懸命やってほしいということ、恩着せがましくなく伝えていただきたいと、ふと思えます。ときどき、私にも嫌味を言って、俺らは血税を払っているのだけど、あんたはもらっている

と言われたことがあります。あなたは何もしないくせにお金をもらっているのかと言われたから、すいません、もらっていますと。もしあなたがご不満なら、私はあなたがどこでも訴えればいい、私は全額返しますよと言ったら黙っていましたけど。

税金の用途について市民は非常に気にしています。先ほどから議題になっていますが、特にこれからはこの新型コロナウイルスについては、学校だけの問題ではなく世の中、中小企業の方々が自分の店を閉じるという状況です。大和市でも、数少ないタクシー会社の1社が潰れました。こういうこと、潰れた方々の運転手はどこへ行くかということ、大和市では誰も拾ってくれません。

そういうことを思いますと、そういう中で一生懸命に算出をする金額ですので、そういうことを、何か1件でもいいから聞いてみたい。私は何回も言いますが、子どもたちに何かせよなんてみじんも思っていません。ただ、少しでも大人の方がそういうことにご理解を頂きたいと、そんなことをふと思いました。これは私、たまたまその会合へ出てその先生とお会いできて、先生もそうだったのと言ったら、もっとこれを話したいと言ってくれました。ぜひお願いしたいと思ったのです。余談でございます。

○柿本 機会があれば、子どもたちの声をちょっとでも聞けるような方策を、教育長 今ございましたが、押しつけがましくないように、子どもたちの素直な感想でも聞けるような機会があれば、ぜひつくっていただきたいということですので、よろしくお願いしたいと思います。

○青蔭 ごめんなさい、それで私たちに対してではなく、大和市民に発するよ委員 うな形を何かできればいいなと思っております。よろしく申し上げます。

○柿本 ありがとうございます。
教育長 ほかに、森園委員お願いいたします。

○森園 この奨学金は本当に素晴らしい制度だと思っております。こういうものを見ると、頑張ってもらいたいと思えます。
委員

それで、確認ですが、令和2年度は中学校8校だけなのでしょうか。渋谷中がないようですが、応募がなかったということなのでしょうか。

○柿本 溝口学校教育課長。
教育長

○溝口 おっしゃるとおりで、今年に関しては応募がなかったということでご委員 ざいます。
学校教育課長

○森 園 分かりました。渋谷中も31年度には8件ぐらいあったようですが、
委員 渋谷中の皆様に制度が伝わっていないということではないですね。

○柿 本 溝口学校教育課長。
教育長

○溝 口 周知につきましては、例年と同じように中学校3年生の11月から1
学校教育 2月くらいに学校にお願いをいたしまして、チラシを中学校3年生の全
課 長 家庭に配付をしていただいています。

○柿 本 ほかにないようでしたら、質疑を終結してよろしいでしょうか。
教育長 それでは、これより議案第34号について採決いたします。
本件の原案について、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしということで、議案第34号は可決いたしました。

ここで日程を変更し、報告を1件追加しますが、議事運営上、その他
の後に審議することといたします。

それでは、その他に入ります。

事務局より何かございますか。

委員の皆様から何かございますか。

(「ございません」の声あり)

特にないようでしたら、7月の会議の日程をお知らせします。

7月定例会は、7月21日火曜日午前10時からを予定しております。

続きまして、先ほど日程変更いたしました日程第4、報告第2号「大
和市教育委員会職員の人事異動について」ですが、非公開とすべき人事
案件として審議を非公開としたいと思えます。

ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしということですので、日程第4、報告第2号は非公開といた
します。

関係者以外の退室をお願いいたします。

なお、関係者として教育部長、教育総務課長を指定します。

それでは、ここで暫時休憩といたします。

(休 憩)

(非公開の審議)

◎閉 会

○柿 本 以上で、本日の日程は全て終了いたしました。
教育長 これにて、教育委員会 6 月定例会を閉会いたします。

閉会 午後 0 時 1 5 分